

■ソフトバンクG、納税ゼロの波紋

真相深層

ソフトバンクグループ(SBG)が4200億円の申告漏れを国税当局に指摘され修正申告した。問題は計上時期が異なっていた期ずれにとどまらぬ。2018年3月期に国内の法人税がゼロとなった裏側には、グループ内の株式移動のみで2兆円もの損失が生じる仕組みがあった。企業グループの複雑化と資本取引の増加に対応できない税制の不備が露呈した。

一つ一つは適法 国税当局は一連の税務処理を調査したが、不当な税逃れとまではいえないとの結論に至った。専門家は「一つ一つの行為は適法だが、全体としてみれば、税制の穴をつく

SBGは「税法に従っ

税法、資本取引対応に遅れ

グループ内で2つのアーム社の株式を動かした

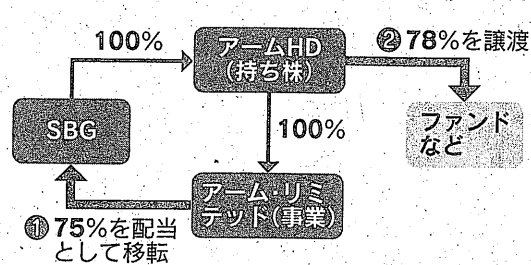


Table with 3 columns: SBG単体の処理, 会計, 税務. Row 1: ① HD株を0.7兆円に減額修正, HD株は3.3兆円のまま. Row 2: ② 譲渡損なし, 譲渡損が2兆円発生.

て適正な処理を行った」とコメント。資本取引に者によると、アームHD社は18年3月23日、SBGにリミテッド株の75%現すため」とした。資本取引の流れはこうだ。SBGは16年9月、英アーム・ホールディングス(HD)の全株を3・3兆円(当時の為替レート)で買収した。アームHD自体は持ち株会社で、価値の大半は半導体の設計子会社、アーム・リミテッドにある。英国の開示資料や関係者によると、アームHD社は18年3月23日、SBGにリミテッド株の75% (2・6兆円) を現物配当した。同日、今度はSBGがアームHD株の78%を傘下の「ソフトバンク・ビジョン・ファンド」などに譲渡した。配当を出し、価値が落ちたアームHD株を譲渡したため2兆円の損が生じた。業績悪化などの事態があったわけではなく、親

企業活動複雑化で綻び

会社が自ら配当として吸い上げたために損は発生した。再編後もSBGはリミテッドの支配権の100%を間接分も含めて保有する。実態に変化がないのに税のメリットを受けられた。背景には2つの税の論点がある。1つは日本の09年度の税制改正で導入された「外国子会社配当益金不算入制度」だ。海外子会社からの配当は95%が益金不算入(非課税)となる。二重課税を避けるとともに、海外の利益を日本に還流させ、経済を活性化する狙いがあった。この制度では株式による現物配当も認められている点をSBGは活用した。今回、SBGが受けたリミテッド株の2・4兆円分は非課税となった。課税額が少なく、移転が容易になった。税務上の価値評価も影響した。日本の税法は原則、取得時の帳簿価格を

重視する。アームHDの簿価は、リミテッド株の75%を配当に出した時点で残り25%分の0・7兆円に修正されるのが実態に合う。ところが、簿価は買収時のまま維持され、譲渡時に時価との差が損となってしまった。専門家は「アームHD株の簿価が、適切に調整される規定が現行法では存在せず、不適切な譲渡損が発生してしまった」と(アンパサンド税理士事務所)の山田典正・代表税理士と指摘する。明文規定なく 日本法人税法には組織再編などで税負担を不相当に減少させたと国税当局が判断した場合は申告内容を否認できる規定がある。法人税法第132条の「行為計算否認規定」だ。ただ、何を以て「不当」とするかは法律上の明文規定はなく、見解の違いが生じやすい。この規定が適用され、約58億円を追徴課税された大手レコード会社が処分の取り消しを求めた訴訟では、6月に東京地裁は国税当局の処分を取り消す判決を言い渡した。組織再編に伴う資金の借り入れなどが問題となっていたが、「経済的合理性がある」と判断された。今回のSBGでも同規定の適用が検討されたもようだが、国税当局は調査の結果、不当に法人税を減少させたとは言いえないと結論づけた。企業活動は複雑化し税の「抜け穴」全てはふさげない。欧米では行きすぎた租税回避に対応できる「一般的な否認規定(GAAR)」がある。「日本でもGAARの導入議論が必要で、その際には適用条件も明確にすべきだ」(森信茂樹・東京財団政策研究所研究主幹)との声が強まっている。(川瀬智浄、井川遠)